「年末年始の交通事故防止運動」実施要綱

第１　目　的

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなるとともに、飲酒の機会も増え重大な交通事故の発生が懸念されることから、広く県民に交通安全を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施する。

第２　期　間

令和元年（２０１９年）１２月２１日（土）から
令和２年（２０２０年）１月３日（金）までの１４日間

第３　主　唱

熊本県交通安全推進連盟

第４　運動の重点

１　飲酒運転の根絶	３　シートベルトとチャイルドシートの全席着用の徹底
２　高齢者の交通事故防止	４　自転車の安全利用の推進

第５　推進項目

１　運転者は

⑴ 飲酒運転の悪質性・危険性、結果の重大性を認識し、飲酒運転をしないことを厳守しましょう。

⑵ 計画的で余裕のある運転を心がけるとともに、夕暮れ時の前照灯の早め点灯や、夜間の上向き点灯を実践し、歩行者等の早期発見に努めましょう。

⑶ 高齢者や子どもの歩行者及び高齢運転者マーク等（身体障がい者・聴覚障がい者・初心運転者マークを含む）を表示している車両に対して、思いやりのある運転に努めましょう。
特に、横断歩道上の事故を防ぐため、「てまえ運動」を実践しましょう。
（※てまえ運動：歩行者は横断する意思、運転者は横断させる意思を、手を前に出して合図を送り合って体現し、事故を未然に防ぐ運動）

⑷ シートベルトやチャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。
※後部座席を含むシートベルトやチャイルドシートの効果と必要性について理解を深め、正しい使用を実践しましょう。

⑸ 自転車の右側通行、二人乗り、傘差し、スマートフォンを含む携帯電話の使用、無灯火、イヤホーン等使用運転などの危険性及び自転車も車両であることを認識し、正しい交通ルール・マナーを習慣付けましょう。

２　歩行者は

⑴「信号を守る」など、歩行者の交通ルールを再認識し、安全な行動を実践しましょう。

⑵ 夕暮れ時や夜間の外出時には、明るい色の服や反射材用品等を着用しましょう。

⑶ 道路を横断する際、横断歩道が近くにある所では、横断歩道を渡りましょう。

⑷ 横断歩道を横断する際は、「てまえ運動」を実践しましょう。
※幼児・児童は「手を大きく上に挙げて」横断歩道を渡りましょう。

⑸ スマートフォンや携帯電話等の画面を見ながら歩くことは止めましょう。

３　家庭では

⑴ 飲酒運転の危険性や結果の重大性について話し合い、飲酒運転をしない・させない・許さない環境を作りましょう。

⑵ 身近な高齢者に対する交通安全の呼びかけを推進しましょう。

⑶ シートベルトとチャイルドシートの全席着用を習慣付けましょう。
特に、子どもの命を守るチャイルドシートの重要性を認識し、正しく使用しましょう。

⑷「自転車安全利用五則」に則った教育・指導を実践しましょう。

４　職場では

⑴ アルコール検知器を活用し、二日酔いを含めた運転者の体調確認など、飲酒運転をさせない管理を徹底しましょう。

⑵ 安全運転管理者等を中心に、思いやり運転の定着化に向けた交通安全教育活動を推進しましょう。

⑶ 朝礼、点呼等において、シートベルトの全席着用をはじめ、一人ひとりが交通ルールを厳守し、率先して模範的な交通行動を示すよう指導を徹底しましょう。